



応募先・問い合わせ

〒367 8501 本庄市本庄3 5 3

本庄市役所 E-mail : info@city.honjo.lg.jp

市章選定委員会・行政改革審議会・まちづくり協議会については、
企画課 1157

地域包括支援センター運営協議会については、
介護いきがい課 1127

委員として 人を募集します



市章選定委員会委員

市では、6月1日から公募
をしている市章デザインの選
定を行うにあたり、市章選定
委員会の委員を募集します。
(選定委員会は公募の市民
識見を有する人で構成されま
す。)

応募資格 市内在住の人(年
齢は問いません)

募集人員 3人程度

任期 7月22日から9月21日

応募方法 応募用紙(企画課
で配布するもの、市のホー
ムページからダウンロード
したもの、または任意の用
紙)に必要事項(住所・電
話番号・氏名・性別・生年
月日・年齢・職業)を記入
のうえ、応募理由を400
字以内にまとめて、企画課
まで郵送(電子メール可)
または持参してください。
応募締切 7月18日 必着
選考方法 書類選考。結果は
応募者あてに通知します。

行政改革審議会委員

市では、平成18年度に行政
改革の指針となる『本庄市行
政改革大綱』の策定を予定し
ています。そこで市民のみな
さんのご意見を伺うため、行
政改革審議会委員を募集しま
す。(審議会は公募の市民
市議会議員、識見を有する人
で構成されます。)なお、策
定後には改革における実施内
容の見直しにもご意見を伺い
ます。

応募資格 市内在住または在
勤の20歳以上の人

募集人員 3人程度

任期 委嘱の日から2年間

応募方法 応募用紙(企画課
で配布するもの、市のホー
ムページからダウンロード
したもの、または任意の用
紙)に必要事項(住所・電
話番号・氏名・性別・生年
月日・年齢・職業)を記入
のうえ、「行政改革審議会
委員への応募理由」を1、
200字以内にまとめて、
企画課まで郵送(電子メー
ル可)または持参してくだ
さい。
応募締切 7月26日 必着
選考方法 書類選考。結果は
応募者あてに通知します。

あなたも総合振興計画づくりに参加しませんか

「まちづくり協議会委員を募集します」

市では、平成20年度から10
年間のまちづくりの指針とな
る総合振興計画を市民のみな
さんと協働で策定します。
その策定の第一歩として、
本庄市の10年後の理想の姿
や市民参加のあり方等を提言
していただく、本庄市まちづ
くり協議会の委員を募集しま
す。なお、提言は、基本構想・
基本計画策定の際の参考資料
として活用させていただきます。

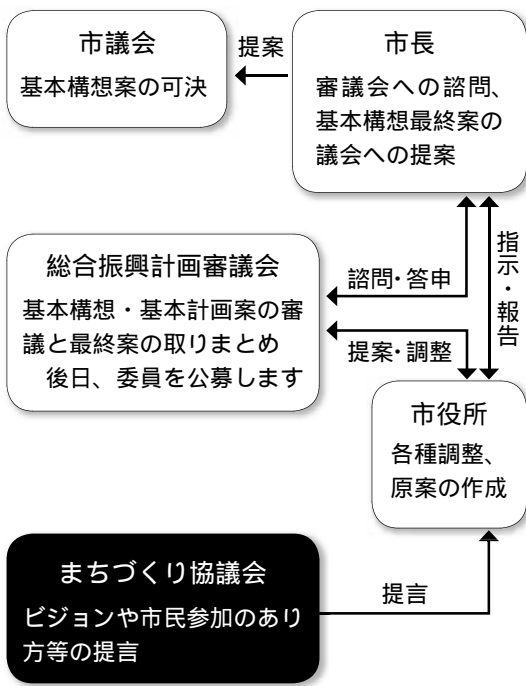
応募資格 市内に住または在
勤・在学者(年齢は問いま
せん)

募集人員 20人程度

任期 7月26日 必着

選考方法 書類選考。結果は
応募者あてに通知します。

総合振興計画策定の役割イメージ





本庄市では、審議会や委員会などの活躍していただける



地域包括支援センター 運営協議会委員

地域包括支援センター運営協議会委員は、本庄市地域包括支援センターの適正な運営を図ることを目的に市長から委嘱される非常勤の職員です。地域包括支援センターが介護予防等の事業を推進していくための審議調査を行います。

応募資格 介護予防サービスを利用している市内在住の人
募集人員 1人
任期 委嘱の日から平成21年3月31日まで

応募方法 本庄市地域包括支援センター運営協議会委員申込書（介護いきがい課または総合支所健康福祉課で配布するもの、市のホームページからダウンロードしたもの）を介護いきがい課へ郵送（電子メール可）または持参してください。

応募締切 7月31日 必着
選考方法 書類選考。結果は応募者あてに通知します。



市章デザインの募集締切り迫る

市では、すでにお知らせしているように、新本庄市の市章デザインを募集しています。応募締切は、7月14日です。みなさんのアイデアが市章になります。たくさんのご応募をお待ちしています。

応募方法

応募は1人2点以内とし、応募用紙1枚につき1作品とします。

応募用紙または白色のA4用紙を縦長に使用し、縦横

15cmの枠を書いた用紙とします。

応募用紙に住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号・職業（学校名）・デザインの趣旨を記入してください。

応募は、〒367 8501 本庄市本庄3 5 3 本庄市役所企画課へ郵送または企画課・総合支所総務課へ持参してください。

*お問い合わせは左記へ

企画課 1157

7月は、青少年の非行問題に 取り組む特別強調月間」です

見えますよ 大人の行動 その行為

次代を担う青少年が心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いであるにもかかわらず、今日の青少年を取り巻く環境は、誠に憂慮すべき状況にあります。

特に、学校が夏休みになる7月から8月は、子どもたちが非行に陥りやすい時期になります。そこで、県では、毎年7月を「青少年の非行問題に取り組む特別強調月間」と定め、市町村をはじめ、関係団体・家庭・学校・地域で連

携のもとに、青少年の健全育成を図る運動を展開します。

【県民行動プラン】
家庭の役割
家族の一員としての自覚の育成
学校の役割

子どもたちと地域の人々とのふれあいの場としての学校の創造
地域の役割
子育ての経験や知恵を生かした声かけ
社会全体の役割

子どもを健全に育てる環境づくり